

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年3月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年3月19日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 井倉池地区	まんのう町土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) カイガケ池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 金竹地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 桑池西中池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 鍛冶屋敷池地区	〃